**平成２２年（フ）第５３５号**
堺市北区中百舌鳥町６丁998番地３　中百舌鳥公園団地５号棟323号室、前住所堺市東区日置荘西町３丁29番６―205号
債務者　岡田加代子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第５３７号**
大阪府大阪狭山市東野西１丁目816―１リヴェール東野101号、住民票上の住所堺市南区高倉台２丁16番25号
債務者　滝田　大輔
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第５４０号**
堺市北区新金岡町３丁５番16―210号、前住所堺市北区新金岡町４丁３番７―308号
債務者　山松　一成
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第５５４号**
大阪府富田林市寺池台１丁目２番201―306号
債務者　大阪ペット富田林店こと　大野　貢一
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第５６１号**
堺市堺区南庄町１丁２番30号
債務者　高舘　利幸
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第５６７号**
堺市北区大豆塚町１丁23番地５　川崎文化１棟101号
債務者　中川　孝典
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第５７０号**
大阪府松原市高見の里３丁目９―23、住民票上の住所和歌山市美園町４丁目70番地
債務者　居酒屋ちゃちゃ亭こと　成川　博造
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第１７７号**
愛媛県伊予市本郡486番地
債務者　仙波　邦夫
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで　松山地方裁判所

**平成２２年（フ）第５１号**
北海道室蘭市東町１丁目27番１―304号、前住所北海道室蘭市寿町１丁目21番14―302号
債務者　樋口　幸恵
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

**平成２２年（フ）第５２号**
北海道登別市栄町３丁目７番地１
債務者　住吉フミ子
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

**平成２２年（フ）第５７号**
北海道登別市新生町４丁目50番地35
債務者　菅原　　学
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

**平成２２年（フ）第５８号**
北海道登別市若草町５丁目７番地８
債務者　渡辺　直美（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

**平成２２年（フ）第５８号**
福島県会津若松市門田町大字一ノ堰字土手外192番地の27
債務者　富田　英男
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

**平成２２年（フ）第５９号**
福島県会津若松市門田町大字一ノ堰字土手外192番地の27
債務者　富田　祐子
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

**平成２２年（フ）第１２４号**
愛知県一宮市起字堤町66番地
債務者　吉田　正吾
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２２年（フ）第１２５号**
愛知県一宮市起字堤町66番地
債務者　吉田　正代
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２２年（フ）第１５０号**
愛知県稲沢市祖父江町祖父江居中189番地
債務者　岡部　康晴
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで　名古屋地方裁判所一宮支部